

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき事業所等が実施した ダイオキシン類の測定結果について

平成 14 年 2 月 25 日 (月)

環境管理課 担当 山田・中嶋

TEL(直) 026-224-8034 (内)3014

廃棄物対策課 担当 前沢・伊藤

TEL(直) 026-224-7320 (内)3044

平成 12 年 1 月 15 日に施行されたダイオキシン類対策特別措置法(以下「法」という)第 28 条の規定により、平成 13 年 2 月 1 日から平成 14 年 1 月 31 日までに長野市内の施設設置者より報告されたダイオキシン類の測定結果を公表する。

平成 14 年 1 月 31 日現在、法による届出がなされている大気基準適用施設は 42 施設、水質基準適用施設は廃棄物焼却炉関係 20 施設、下水道終末処理施設 3 施設である。

大気基準適用施設は報告義務のある 40 施設のうち、39 施設から排出ガス濃度の報告があり、基準超過した施設はなかった。未報告の 1 施設は使用を停止しているものである。

水質基準適用施設は報告義務のある 3 施設の全てから排水濃度の報告があり、基準超過した施設はなかった。

1. 法に基づく特定施設の届出状況

(1)大気基準適用施設

(平成 14 年 1 月 31 日現在)

特定施設の種類		H13.1.31 現在施設数	H13.2.1 以降		現在数
			新規届出数	廃止数	
廃棄物 焼却 施設	処理能力 4000kg/h 以上	3	0	0	3
	2000 ~ 4000kg/h	1	0	0	1
	200 ~ 2000kg/h	15	0	1	14
	50 ~ 200kg/h	30	1	7	24
合計		49	1	8	42

処理能力 4000kg/h 以上の 3 施設は長野市清掃センターの焼却施設で、現在 1 炉について改修中であり 13 年度末には全炉の改修が終了する予定。

(2)水質基準適用施設

特定施設の種類	H13.1.31 現在施設数	H13.2.1以降		現在数
		新規届出数	廃止数	
廃棄物焼却炉に係る 廃ガス洗浄施設等	19	1	0	20
下水道終末処理施設	3	0	0	3
合計	22	1	0	23

2.ダイオキシン類測定結果

(1)排出ガスの基準適合状況

単位：ng-TEQ/m³N

特定施設の種類		報告数	最高	最低	平均	基準超過
廃棄物 焼却 施設	処理能力4000kg/h以上	3	7.0	0.00016	2.3	0
	2000～4000kg/h	0	-	-	-	-
	200～2000kg/h	14	38	0.000096	7.0	0
	50～200kg/h	22	21	0.064	5.3	0

(2)排出水の基準適合状況

単位：pg-TEQ/L

特定施設の種類		報告数	最高	最低	平均	基準超過
廃棄物焼却炉に係る廃ガス 洗浄施設等		1	22	22	22	0
下水道終末処理施設		2	0.12	0.0016	0.061	0

(3)燃え殻及びばいじんの測定状況

単位：ng-TEQ/g

特定施設の種類		燃え殻測定結果			
		報告数	最高	最低	平均
廃棄物 焼却 施設	処理能力4000kg/h以上	3	0.000066	0.000061	0.000064
	2000～4000kg/h	0	-	-	-
	200～2000kg/h	10	5.2	0.00042	1.8
	50～200kg/h	20	1.2	0.0000046	0.19

単位：ng-TEQ/g

特定施設の種類		ばいじん測定結果			
		報告数	最高	最低	平均
廃棄物 焼却 施設	処理能力4000kg/h以上	1	1.4	1.4	1.4
	2000～4000kg/h	0	-	-	-
	200～2000kg/h	11	13	0.0000045	3.5
	50～200kg/h	18	22	0.011	3.0

処理基準については平成14年12月1日から3 ng-TEQ/gが適用される。